

平成27年第11回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成27年9月1日(火) 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
  - 議案第68号 選挙人名簿に登録することについて
  - 議案第69号 選挙人名簿から抹消することについて
  - 報告第16号 登録の移し替えをした者について
  - 報告第17号 選挙権を有する者の50分の1の数について
  - 報告第18号 選挙権を有する者の3分の1の数について

午前8時57分開会

木村書記長 おはようございます。若干時間前ですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。それでは只今から、平成27年第11回三種町選挙管理委員会を開会致します。始めに、近藤委員長よりご挨拶をお願いします。

近藤委員長 おはようございます。

先日の財産区議会議員選挙、どうもご苦労さまでした。今日から9月ということで、そろそろ稲作農家の方は刈取の準備で忙しくなってくる頃と思っておりますが、本日は、定時登録に関する議案審議でございますので、よろしくお願い致します。

それでは、会議の方進めてまいります。

本日の会議録署名委員の指名ということで、川田委員と加賀谷委員をお願いします。

案件でございます。議案第68号「選挙人名簿に登録することについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第68号「選挙人名簿に登録することについて」。公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成27年9月2日付けで選挙人名簿に登録する。

内容について説明致します。

本件につきましては、本日9月1日を基準日として、6月定時登録後の新成人と転入3カ月経過者の登録を行うものでございます。

まず、「1」の成人登録でございます。対象者は、基準日9月1日までに満20歳に達する者。生年月日では、平成7年6月3日から平成7年9月2日生まれの者で、男19人、女17人、計36人となっております。

次に、「2」の転入登録でございます。

対象者は、今年6月1日以前に転入し、引き続き三種町に居住している者。転入日では、今年3月2日から6月1日までの者で、男36人、女47人、計83人。

よって、今回の成人、転入を合わせた登録者総数は、男55人、女64人、合計119人でございます。

別紙の名簿の方をご覧ください。

1頁が成人登録の36名で、名簿の「生年月日」の欄が、平成7年6月3日から平成7年9月2日までの者が本日の登録となっております。

次に、転入登録の83名につきまして、2頁から4頁にかけて記載してございます。

今回の転入登録は、「住民となった届出日」の欄が、平成27年3月2日から平成27年6月1日までの者でございます。

以上で、議案第68号の説明を終わります。名簿の確認と併せてご審議の程お願い致します。

近藤委員長      それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

(各委員、暫時別紙名簿を確認)

近藤委員長      皆さん、名簿の方もご確認いただいた上で何かご質問等ございませんか。

(「特にありません」の声あり。)

近藤委員長      特に無いとのことですが、議案第68号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません」の声あり。)

近藤委員長

ご異議無しとのことですので、議案第68号は原案どおり決定致します。

続きまして、議案第69号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記

議案第69号「選挙人名簿から抹消することについて」。

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成27年9月2日付けで選挙人名簿から抹消する。

内容でございますが、登録の抹消につきましては、6月定時登録後の死亡者と転出4カ月経過の抹消でございます。

まず、「1」の死亡抹消者でございますが、6月2日から昨日8月31日までの死亡届が対象で、男36人、女27人、計63人となっております。

次に、「2」の転出抹消者でございます。今年5月1日以前に三種町から転出した者が4カ月経過でございますが、対象者の範囲と致しましては、転出日が今年2月2日から5月1日までの者で、男49人、女67人、計116人。

よって、今回の死亡と転出による抹消者総数は、男85人、女94人、合計179人でございます。

抹消につきましても、別紙の名簿をご覧願います。

まず、死亡抹消者63名につきましては、5頁から6頁に記載しております。死亡抹消につきましては、「死亡年月日」の欄が、平成27年6月2日から昨日8月31日までの者でございます。

次に、転出抹消者116名につきましては、7頁から10頁に記載しております。今回は、名簿の「住民でなくなった年月日」の欄が、平成27年2月2日から平成27年5月1日までの者が4カ月経過で抹消となっております。

転出抹消の対象の期間が、ちょうど進学や就職の時期を挟んだ関係もございまして、いわゆる社会移動による減が大きくなってございます。また、転出抹消の人数も多くなっております。

以上で、議案第69号の説明を終わります。名簿の確認と併せてご審議をお願い致します。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、名簿もご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

(各委員、暫時別紙名簿を確認)

川田委員 死亡2番の方の住所ですが、「代」は山が付きませんでしたか。

木村書記長 これ間違いありません。合併前に「代」に統一しています。

川田委員 わかりました。

近藤委員長 皆さん、名簿の方ご確認いただいたと思いますが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(「特にありません」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第69号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません」の声あり。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第69号は原案どおり決定致します。

続きまして、報告第16号「登録の移し替えをした者について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 報告第16号「登録の移し替えをした者について」。

平成27年9月2日付けの定時登録に係る登録の移し替えをした者は、別紙のとおりである。

説明致しますと、登録の移し替えにつきましては、6月2日から昨日8月31日までの町内転居により投票区の変更を行った者でございまして、人数は、男12人、女34人、合計46人となっております。

移し替えの対象者46名につきましては、別紙名簿の11頁から14頁に記載しておりますが、町内の介護施設、町営住宅等への入所、入居に伴う転居が多くなっております。以上で、報告第16号についての説明を終わります。

近藤委員長        それでは、名簿を確認の上、不明な点等ございましたらご発言をお願いします。

(各委員、暫時別紙名簿を確認)

近藤委員長        何かお気づきの点等ございませんか。  
(「特にありません」の声あり。)

近藤委員長        特に無いとのことですが、報告第16号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。  
(「異議ありません」の声あり。)

近藤委員長        異議無しとのことですので、報告第16号は原案どおり承認することと致します。

      続きまして、報告第17号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記        はい。報告第17号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

      地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は314である。

      この50分の1の数につきましては、下に記載の三種町条例の改廃請求及び事務等の執行に係る監査請求に必要な署名数でございまして、選挙人名簿登録者数の50分の1に当たる314となっております。

      算定の基礎になります、9月定時登録の選挙人名簿登録者数につきまして、4頁の「選挙人名簿登録者数増減表」をご覧ください。

      一番左の太枠が6月定時登録の名簿登録者数でございまして、合計で15,733人。これに対し、今回の登録抹消者数が死亡、転出合わせて179人、登録が新有権者、転入合わせて119人。これらを増減した今回の名簿登録者総数が一番右側の15,673人。前回と比較し60人の減でございます。

      50分の1の数につきましては、名簿登録者数15,673人の50分の1でございまして。

      以上で、報告第17号についての説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり。)

近藤委員長 それでは、報告第17号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、報告第17号を原案どおり承認致します。

続きまして、報告第18号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。説明をお願いします。

清水書記 はい。報告第18号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,225である。

この3分の1の数につきましては、下に記載の議会の解散請求、議員、町長、教育委員の解職請求に必要な署名数でございます。9月定時登録の選挙人名簿登録者数15,673人の3分の1に当たる5,225となっております。

以上で、報告第18号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の報告につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり。)

近藤委員長 それでは、報告第18号を原案どおり承認することについて、ご異議ありませんか。

(「異議無し」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、報告第18号を原案どおり承認致します。

これで、本日の案件がすべて終わりました。「その他」としまして、事務局の方からお願いします。

清水書記 それでは7頁の方で今後の日程について説明させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

清水書記

次に、先回ご意見をいただきました投票率アップの取組についての検討状況でございます。

この件につきましては、この後時間をかけて検討を続けていくことにしておりますが、選挙啓発の強化について事務局で検討しておりますので、若干その内容をお話しさせていただきたいと思っております。

まず、選挙啓発の方法と致しまして、街頭などで行う啓発活動がございます。合併前は、各町に明推協という組織がございましたので、その活動として、選挙前に委員の方々が街頭に立って投票の呼びかけなどを行ったこともございました。

ただ、こうした啓発は、その場に居合わせた人に限定されますし、むしろ行政防災無線で全戸に繰り返し放送した方が効率的ということもありますので、三種町となつてからは行っていない状況です。

それで、今後、投票率のアップにつなげていくために、どう工夫していくかということですが、一案として、5歳刻みの年齢別投票率のデータから、20代、30代の投票率が低迷していることが明らかになっておりますので、若者をターゲットにした啓発に取り組んでみてはどうかと。

時期と致しましては、平常時に行ってもあまり意味がございませんので、来年の参議院議員選挙の直前辺りに、新しく選挙権を持つ18歳から20代、30代に全員ダイレクトメールを送付しまして、例えば「若者が投票しないと、政治家は若者向けの政策を打ち出さなくなります」「若者の意見を反映させた政治を行ってほしいのであれば、若者がきちんと投票しなければなりません」といったような形で、若い世代に投票の大切さを直接訴えてみてはどうかと考えております。

近藤委員長

選挙の時期になると、秋田の駅前でティッシュを配ったり、街頭活動の様子がテレビで放送されます。選挙があるというお知らせでしょうけども、投票率アップに繋がっているかといえば、なかなか難しいと思っております。

木村書記長

国でも県でもテレビとかメディアを使っているいろんな啓

発をしているにも関わらず投票率がアップしないというのは、やはり啓発の他にも様々な原因があるのだろうと思います。啓発だけでアップするのであれば、日本全国軒並み投票率がアップしているはずですが、なかなか良い方法が無いので、全国的に下がっているんだと思います。

近藤委員長 色々な要因があるのでしょうか。まず、立候補する人の数も減って、全国的に見ても無競争が当たり前のような状況も出てきていますからね。

川田委員 三種町の場合、釜谷とか小投票区の方が、投票率が高いと思っていましたが。

清水書記 はい、そうです。

川田委員 集落の中で誘い合って投票に行くというようなこともあるでしょうからね。

加賀谷委員 前は、広報車で巡回して、細かいところまで呼びかけして回っていましたが、今はやっていないんですね。

清水書記 そうですね、今はやっておりません。

近藤委員長 選挙に立つ魅力ということでも、昔と今とでは違ってきているのかもしれませんが、やはり一番感じるのは、昔は選挙となると、集落ぐるみで一生懸命になったものですが、今は昔に比べて静かな選挙になったなあという感じはあります。

川田委員 いずれ何か対策を考えていかなければいけませんからね。

木村書記長 先程、清水が言いましたように、若者をターゲットにして、選挙権が18歳以上になるということでもありますので、一つ取り組んでみたいと思います。

おそらく最初は関心が高いと思いますので、18歳、19歳の投票率は高くなると思います。

加賀谷委員 名簿登録者は1万5千人以上いますけど、今は町内に色々な施設が出来て、入所しているお年寄りもいて、実際は投票できない人もいますし、そういう影響も出てきているのではないのでしょうか。ですから、若い人に力を入れて取り組んでいくことも大切だと思います。

前にもお話ししましたが、地元の選挙であれば、皆投票所まで足を運びますけども、選挙によってはなかなか

足が向かないということもあるのだらうと思います。

清水書記

施設に関して申し上げますと、町内に特養が3つ、養護老人ホームが1つ、老人保健施設が1つございます。この5つについては、不在者投票指定施設の指定を受けておりますので、入所中の方が施設内で不在者投票を行うこともできるようになっております。

殆どの施設で、不在者投票を実施していただいておりますが、比較的重度の方の割合が多いということもございまして、お話しありましてとおり投票できない方の割合も多いのではと感じております。

いずれ他にも何か良い対策は無いかどうか、この後も研究してみたいと思います。

川田委員

いまだに選挙権が保障されていない国もありますから、もったいないですよ。

投票に行かない人の意見をある程度、何十人で良いので聞いてみたらいいんじゃないでしょうか。

清水書記

どこの県か忘れてしまいましたが、県議会議員選挙のあとでアンケートを実施しまして、投票しなかった人に理由を聞いてまとめていた資料を見たことがあります。

木村書記長

参考までにダウンロードして見ていただいた方がいいかもしれませんね。町の状況とは若干は違うかもしれませんが、おそらくそんなにかげ離れた結果にはならないと思います。

池内書記

年齢抽出してアンケートをやるという方法もあります。

清水書記

この点につきましても検討してみたいと思います。

近藤委員長

投票率に限らず、他にも色々な課題があると思いますが、アンケート調査、若者の通知など引き続き事務局の方で検討していただいて、この場でも協議していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

近藤委員長

委員の皆さんの方から他に無ければ、これで本日の委員会を閉じたいと思います。どうもお疲れさまでした。

午前10時5分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_